

○財務省告示第二百四十九号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年六月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 連債	称國 債 の 名
		第七回		第六回		第五回	第四回	第三回		第二回	記 号
十四億円	八億円	三十五億円	四十七億円	八十億円	三十二億円	十七億円	八億円	五十億円	四十億円	二億円	総額 額面金額の
八十五円二十七銭	八十五円二十五銭	八十五円二十二銭	八十五円九十五銭	八十五円七十五銭	八十六円四五十五銭	八十六円二十銭	八十四円十九銭	八十六円四十五銭	九十一円十六銭	九十円九十九銭	た額 たりの買入価格 面金額百円当



合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	第 十 六 回	〃	〃	〃	〃	〃	第 十 五 回	〃	第 十 四 回	
一千 百 二 億 円	五 〇 億 円	十 七 億 円	四 億 円	五 億 円	五 〇 億 円	十 億 円	二 十 四 億 円	五 億 円	五 億 円	五 十 億 円	六 億 円	
	八 十四 円 八 十六 錢	八 十四 円 七 十六 錢	八 十四 円 六 十八 錢	八 十五 円 九 十七 錢	八 十五 円 七 十七 錢	八 十五 円 七 十三 錢	八 十五 円 七 十一 錢	八 十五 円 六 十五 錢	八 十五 円 六 十三 錢	八 十四 円 五 十七 錢	八 十四 円 三 十五 錢	